

田 教 生 第 4 6 号  
平成 2 3 年 5 月 1 2 日

田辺市社会教育委員会議 議長 様

田辺市教育委員会  
教育長 中村 久仁生

## 諮問書

社会教育法第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により、下記のとおり諮問します。

### 記

#### 1 諮問事項

平成 2 5 年度から平成 2 9 年度までの 5 年間にわたる「田辺市生涯学習推進計画」の後期基本計画策定のための基本的な考え方について

#### 2 諮問理由

田辺市教育委員会では、「人をはぐくみ 人をつなぎ 地域を創る 生涯学習のまち・田辺」を基本理念とする「田辺市生涯学習推進計画」を平成 2 0 年 3 月に策定しました。

この計画では、市民一人ひとりが学びを通して自己を高め、学びの成果が地域で生かされ、地域づくりにつながる市民を主体とした生涯学習社会づくりを目指し、平成 2 0 年度から平成 2 4 年度までの 5 年間を前期基本計画期間と定め、6 つの重点アクションプランを柱に各種施策を計画的に推進してまいりました。

しかし、前期基本計画は平成 2 4 年度を計画期限とするもので、引き続き平成 2 5 年度から平成 2 9 年度までの後期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画の各事業の点検・評価とともに、今後の取り組むべき方向性等を明確にしていく必要があります。

つきましては、「田辺市生涯学習推進計画」の後期基本計画の策定にあたり、その基本的な考え方について、田辺市社会教育委員会議に意見を求めるものです。